

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月27日現在

機関番号：14501
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22730058
 研究課題名（和文） 刑事事件処理の多様化と被疑者・被告人の地位
 研究課題名（英文） Status of Suspects and Accused in Various Types of Criminal Procedure

 研究代表者
 池田 公博（IKEDA KIMIHIRO）
 神戸大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：70302643

研究成果の概要（和文）：

刑事事件処理の方式が多様化する中で、その対象となる被疑者、被告人に、それぞれの手続との関係でいかなる手続的権利が保障されるべきかについて、とりわけ、①合意に基づく事件処理の当否、および②供述の動機付けとして捜査機関から行われる利益提供を機縁として得られる供述の許容性、の点について、比較法的研究をも踏まえつつ、解釈論的、立法論的課題について検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：

The theme of this research is to make clear, to what extent the right of suspects or defendants should be guaranteed, in relation to each of various types of criminal procedure. Especially (1) whether the criminal case could be disposed on the agreement between prosecutor and defendant, and (2) the admissibility of confession based on the interest offered by criminal investigator, are studied, also compared with the research and the praxis in other countries.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：捜査協力型取引、自白、合意手続、刑事免責

1. 研究開始当初の背景

刑事司法制度においては、近年、裁判員制度の導入を契機とし、争点および証拠の整理に向けられた公判前整理手続の導入により、入念な準備を経ることを通じて公判審理が

充実したものとなることが期待されている。他方で、事実関係の明白な、重大でない事件については、簡易な手続により審理を行うことを可能とする即決裁判手続が導入され、あるいは被疑者等からの供述獲得を容易にするために、一定の利益供与を行うことを可能

にする制度の導入が検討されるなど、総体としての刑事司法制度の効率的な運用に向けた制度改革が行われ、あるいは検討の対象となっている。

もっとも、とりわけ簡素化された手続の対象となる被疑者や被告人との関係では、そうした動きは手続的保障の縮小を伴うものであることから、それらの当否については、理論的な観点からの評価を行うことが不可欠であった。

2. 研究の目的

(1) 刑事事件処理の多様化の状況を明らかにし、それぞれの正当化根拠の妥当性を検討する

我が国の現状として、理論的には原則形態と位置付けられる公判手続を通じた事件処理が、統計上は例外的な事態であると評価される状況にあるが、わが国および諸外国において、刑事事件がどのような手続によって終結に至っているかの実情を明らかにするとともに、通常の公判手続に比して簡易な手続によって行われる事件処理が正当化される根拠を明らかにし、とりわけそれが被疑者・被告人に対する手続上の権利の保障という関心とも整合的なものであるかという観点から、その妥当性について検討を加える。

(2) 刑事事件処理方策の合理性を検証するための理論的基盤を提供する

(1)の作業を通じて得られた知見を体系化し、刑事事件の特性に応じた多様な処理方策を用意する際に留意すべき事情を明らかにするとともに、これを踏まえて、既存の制度についての検討を加え、また、必要であればこれに付加ないし代替すべき制度について提言する。

3. 研究の方法

簡易な刑事事件処理手続、および被疑者・被告人からの供述を獲得するための手法の統制に関連する内外の基本的な文献を収集し、基礎的な知見を得た。これらと並行して、裁判傍聴や、刑事裁判に関与する実務家への聞き取りを実施し、刑事事件処理における被疑者、被告人の地位についての実情の把握に努めた。

また、本研究は、個別の事件処理のありかたと並んで、刑事司法制度自体をも検討の対象とするものであるため、刑事裁判、捜査実務に携わる実務家との間の議論を通じて、実情についての情報を収集するとともに、検討結果の実務上の妥当性について検証を行う機会を持った。具体的には、実務家と共同して実施する研究会等の機会において、関連す

るテーマについて意見交換を行うなどした。中でも、自白の証拠能力については、関心を共有する研究者および裁判官との間で特に共同研究を実施した。

以上の研究により得られた成果については、学会における報告や、論文の形で随時公表した。

4. 研究成果

(1) 本研究の目的の一つは、簡易な事件処理手続に関する外国の制度およびこれをめぐる議論をも踏まえて検討し、被疑者、被告人に保障されるべき地位のあり方を明らかにすることにあつた。そのような研究として、ドイツにおける合意手続に関する研究がある。

これは、ドイツで近時なされた、裁判所(裁判官)、検察官、被告人および弁護人による裁判の内容に関する合意を経る形で行われる刑事事件処理に関する立法に関するものである。具体的な制度の概要は、判決に至る前の段階で合意が行われると、裁判を行う裁判官から、予測される量刑の上限と下限が示される一方で、被告人は自白をし、裁判所はその自白に基づいて有罪判決を下すとともに、事前に提示された予測される量刑の範囲内で刑罰を科すというものである。

本研究においては、立法に至る経緯、および立法の内容を紹介するとともに、その理論的意義について検討を加えた(後掲業績:論文①)。

その結果、ドイツにおける刑事事件処理の正統性の根拠(処理において示される結論が社会において受容されるべき理由)について、「正しく認定された事実に基づいている」ということを表面上は維持しつつも、他方で、「手続関係人の合意に基づいている」という点も考慮に入れる方向へ移行する萌芽が見られることを指摘した。

これは、ドイツにおいて、刑事裁判の正統性に係る基本的な考え方に変容が生じつつあることを指摘し、かつ、我が国においても、同じレベルの、刑事裁判に関する基本的な理解に改めて検討を加える必要があることを示唆するものである。

また、これと並んで、我が国における刑事事件処理との関係で、手続関係人、とりわけ被疑者・被告人の意思あるいは判断に与えられるべき役割や、被疑者・被告人に保障されるべき手続のあり方を検討するに当たり参考に値するものといえる。

(2) また、日本における制度のあり方に関する検討として、被疑者、被告人と捜査・訴追機関との間で行われる、一定の手続上の便宜供与を条件とした捜査・訴追協力として提供

される供述証拠の取扱いについて検討を加えた。

こうした、いわゆる取引を通じて獲得される供述証拠に関しては、供述者の迎合に基づいているおそれがある、典型的に信用性が低いと評価されることから、犯罪事実の立証に供される場合に、被告人本人に対して用いられる場合、および第三者（典型的には共犯者）の犯罪事実の立証に用いられる場合のいずれとの関係でも、その証拠としての許容性（証拠能力）に関する判断や、信用性を含む証拠価値（証明力）の評価がいかに行われるべきかが、検討すべき課題とされている。本研究は、こうして獲得された供述を立証に供する際に及ぼされるべき手続的規整について、主として共犯者の供述を被告人に対する関係で用いる場合の取扱いに関する、アメリカ合衆国における議論を参考に検討を加え、自白として用いられる場合と、あるいは第三者の犯罪事実の立証に向けて用いられる場合との、いずれにおいても、供述獲得過程を踏まえた形で証拠能力および証明力が検討されるべきであることを示した（後掲業績：論文②）。

具体的には、従前の議論において、共犯者には他人に責任を転嫁することに固有の動機があり、その供述が他人の犯罪事実を立証するために用いられる場合、その信用性は典型的に低いとされることから、共犯者の供述によって他人である被告人の犯罪事実を立証するためには、共犯者の供述に加えてその内容を客観的に担保する証拠（補強証拠）が必要かが問題とされてきたことについて、本研究は、そのような手当てを要求することは解釈論的には正当化し難く、また目的との関係で有効性にも疑問があるため、結論としては不要であるとした。その上で、共犯者供述の信用性を評価するための方策として、比較的研究を参照の上、信用性を吟味するためにおこなわれる反対尋問の実効性を確保するために、共犯者が捜査機関等からの働きかけによって供述に至る過程の記録および開示が有効であるとされていることを指摘する一方、この点を厳格に要求すると、記録されるべき供述内容を事前に確定しないなどの脱法が生じるおそれもあることも併せて指摘し、そうした機能不全のおそれも踏まえたうえで、具体的に有効な規律のあり方を検討する必要がある旨を論じた。

(3) さらに、被疑者および被告人の供述（自白）を、本人の犯罪事実を立証するための証拠として用いる場合に妥当すべき規律について、研究者および裁判官との間で共同研究を実施した。

自白の証拠能力については、刑事訴訟法上、自白が「任意にされたものでない疑いのある」

とき（任意性に疑いがあるとき）には否定されるとされているところ、解釈論上は、その獲得手法に違法がある場合にも、証拠能力が認められない場合があるとされている。もっとも、手続の違法性の意義や、任意性と違法性の関係などについては、理解が分かれている。また、証拠能力の否定される自白を機縁として得られた証拠（派生証拠）の証拠能力についても、排除すべき場合があるとされるものの、元となる自白が排除される根拠と派生証拠を排除すべきとする根拠に整合性の点において、従来の議論には必ずしも十分詰められたとはいえない点が残されていた。

本研究では、上記二つの点を含む問題点について共同研究を実施し、他の研究者が明らかにした任意性の意義を踏まえて、獲得手続の違法が自白の証拠能力に与える影響のいかん、および、証拠能力に欠ける自白の派生証拠の証拠能力について検討した。具体的には、まず獲得手続の違法の影響については、違法評価の根拠に立ち返り、抵触する規律の趣旨が、これに違反する証拠の利用をも許さないものかどうかを問題とし、その上で、そうでない場合であっても将来における違法捜査抑止等の目的を達成するための政策的な手段として、自白の排除が用いられる場合がある旨を主張した。また、派生証拠の取扱いについては、元となる自白が排除される趣旨に応じて異なる旨を論じた。

なお、以上の検討内容について、実務的観点から踏まえた検討と共に、その成果を学会において報告するとともに（後掲業績：発表①）、論文の形で取りまとめ、公表した（後掲業績：論文④）。

自白は、きわめて証明力の高い証拠とされるがゆえに、その取扱いについてすでに多くの議論の蓄積があるところ、本成果はこれに新たな分析・検討を加えるものであって、それ自体理論面での意義が認められるうえ、自白はまさに被疑者・被告人が提供する証拠であることから、刑事司法制度における被疑者、被告人の地位を検討することを目的とする本研究課題との関係でも、その取扱いのあり方を明らかにすることには、重要な意義が認められる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①池田公博、ドイツの刑事裁判と合意手続、刑事法ジャーナル、査読無、22巻、2010、22-31

②池田公博、共犯者の供述による立証、三井誠先生古稀祝賀論文集、査読無、2012、

③池田公博、国際捜査共助の要請に基づき作成された供述調書の証拠能力、ジュリスト平成 23 年度重要判例解説、査読無、1440 号、2012、190-191

④池田公博、自白の証拠能力—違法排除のあり方・派生証拠の取扱い—、刑法雑誌、査読無、52 巻 1 号、2013、95-116

〔学会発表〕（計 1 件）

①池田公博、自白の証拠能力、日本刑法学会関西部会冬季例会、2012 年 1 月 29 日、大学コンソーシアム京都

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70302643